

本市におけるいじめの対応と取組について

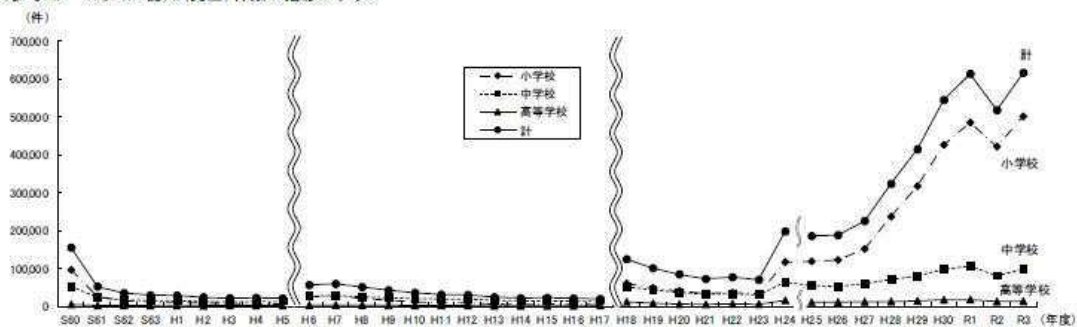
1 いじめの定義(出典:文部科学省HP、いじめ問題に対する施策、(2)いじめの定義)(別紙1)

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

2 都道府県別 1,000人当たりのいじめ認知件数(国公立)

順位	令和元年度		順位	令和2年度		順位	令和3年度	
	都道府県	認知件数		都道府県	認知件数		都道府県	認知件数
1	宮崎県	122.4	1	山形県	114.0	1	山形県	126.4
2	山形県	115.7	2	宮崎県	88.3	2	新潟県	97.4
3	大分県	93.8	3	大分県	80.9	3	大分県	88.2
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
25	兵庫県	39.8	26	兵庫県	35.2	21	兵庫県	47.6
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
45	富山県	16.5	45	福井県	12.3	45	富山県	15.1
45	愛媛県	16.5	46	愛媛県	11.6	46	長崎県	14.3
47	佐賀県	13.8	46	富山県	11.6	47	愛媛県	12.8
	平均	46.5		平均	39.7		平均	47.7

<参考2> いじめの認知(発生)件数の推移のグラフ



「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」より
(令和4年10月27日)

※文部科学省通知(H28)により、別紙2【いじめの認知について】が示されました。

3 学校における対応

- (1) 学校いじめ防止基本方針の点検・修正、教職員間での共有
- (2) 学校いじめ防止基本方針をHPに公表等、保護者に周知
- (3) 学校いじめ防止等の対策のための組織の招集
- (4) 職員会議等で校内研修会の実施
- (5) 道徳や学級活動で指導
- (6) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭の積極的活用による相談体制の充実
- (7) いじめアンケート実施や教育相談、生活ノート等の活用による未然防止および早期発見
- (8) いじめのチェックリストの活用等による未然防止
- (9) SNS等によるいじめの防止、対処のための啓発
- (10) 警察、こども家庭・保健センター等の関係機関との連携協力

4 今年度の取組

- (1) 文部科学省通知「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成」に基づき、校長会、生徒指導・不登校連絡協議会で、積極的ないじめ認知について確認、指導を実施
- (2) いじめアンケートを毎学期実施し、その都度、対象者に対する個別調査を実施、指導後3カ月の経過観察
- (3) 各教科等で情報通信ネットワークや個人情報保護、SNSの危険性についての学習
- (4) 外部講師を招聘した講演会を実施し、子どもたち自らがSNSを使ったいじめについて考える場を設定
- (5) スクールソーシャルワーカーを活用し、要支援児童生徒への長期休業明け前の家庭訪問等、事前の個別指導の徹底
- (6) 市生徒指導・不登校連絡協議会において、生徒指導提要进行を基にした事例研究・協議（昨年度実施済み 今年度も継続予定）

5 令和5年度 芦屋市いじめ問題対策審議会

第1回：令和5年8月下旬

第2回：令和6年2月下旬

内容・事例報告ならびに経過報告

- ・いじめアンケートの結果の分析とその対応について
- ・いじめの重大事態の際の調査について